

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(東京都担当部会)

令和5年8月14日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2300060号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2300013号

第1 結論

平成12年8月から平成14年12月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和52年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成12年8月から平成14年12月まで

私は、平成12年8月から平成18年4月まで、住民票をA市に残したまま、海外の大学に留学していた。あるとき、両親に国民年金保険料が未納となっていたと言われたため、時期は不明だが、留学先から一時帰国した際にA市役所へ出向き、未納期間についてどうしたらよいかと相談したところ、市役所の担当者から、海外留学期間は免除になるとの説明を受けた。免除の申請書を提出した記憶は定かでないが、担当者から、大丈夫ですと言われた記憶がある。留学期間のうち、平成15年1月以降の期間については両親が国民年金保険料を納付してくれたが、請求期間については、免除期間のはずである。調査の上、請求期間の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、一時帰国した際にA市役所へ出向き、国民年金保険料の未納期間について相談した際、同市役所の担当者から、平成12年8月以降の海外留学期間は国民年金保険料が免除になる旨の説明を受けたと主張しているところ、戸籍の附票及びB出入国在留管理局の出帰国記録調査書により、請求者は、平成12年8月6日から平成18年4月29日までの期間、A市に住民登録を行い、複数回の一時帰国を挟みながら海外に在住していたことが確認できる。

しかしながら、請求期間当時、国民年金保険料の納付を要しない申請手続として、国民年金保険料免除申請又は国民年金保険料学生納付特例があるものの、請求期間の全てについて国民年金保険料の納付を要しないものとするためには、毎年度、いずれかの申請書を市町村に提出し、承認を得ることとなるが、請求者は、国民年金保険料の未納期間について相談するためにA市役所へ出向いた時期及び申請書を提出した記憶は定かでなく、承認通知書を受け取っていない旨陳述していることから、請求期間に係る申請状況が不明である。

また、A市は、請求者の国民年金に関する資料(届書の控え、受付処理簿、被保険者名簿、

国民年金保険料納付又は免除に関する記録、電子データ等)及び請求者が国民年金保険料の未納期間について同市に相談したことが確認できる資料を保有していないと回答している。

そのほか、請求者が、請求期間に係る国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料はなく、当該期間に係る国民年金保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。